

議 事 録

1. 日 時 令和6年9月24日 開会 午後2時00分～

2. 場 所 西庁舎4階 監査会議室

3. 出席委員

1 番	山崎 由紀浩	2 番	寺嶋 実	3 番	中島 繁樹
4 番	山本 建樹	5 番	立花 吉廣	6 番	藤田 哲夫
7 番	池田 賢治	8 番	竹内 博之	9 番	橋本 誠二
10 番	藤田 正子	11 番	山端 昌明	12 番	村上 和義
13 番	荻野 俊明	14 番	荻野 啓司		

以上 14名

4. 欠席委員

以上 0名

5. 出席推進委員

井上 廣文	水田 秀樹	田中 伸一
西海 邦雄	石井 義久	荻野 雅章

以上 6名

6. 事務局

加藤事務局長 岸本係長 宮本事務職員

以上 3名

7. 議 事

議事内容

- 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと
- 議案第28号 同 法第5条の規定による許可申請審議のこと
- 議案第29号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと
- 報告第25号 使用貸借解約通知のこと
- 報告第26号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと
- 報告第27号 同 法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

— 山本会長が、議長に就任する —

山本議長： ただ今から第16回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、14名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

6 番 藤田 哲夫 委員

7 番 池田 賢治 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願ひします。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山本議長： それでは、これより「議案目録」に従い、議事を進めます。
すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は「議案」が3件、「報告」が3件です。
はじめに「農地法第27号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」を議題に
します。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を「朗読説明」する —

山本議長： 今月は、2件の申請がありました。
先日の小委員会では、現地調査もしていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。
議案第27号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査
の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種
類は、所有権です。都市計画区分は、市街化区域です。営農状況など農地法第3条第2項
各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、先日の小委員会では、
「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員
会でのご審議、よろしくをお願いします。

山本議長： 次に2番ですが、新規就農ですので、聞き取り調査も行っています。併せて報告をお願
いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、2番の土地について報告します。
議案第27号の2番の土地の位置は、現地調査図2ページの表示のとおりで、現地調査
の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種
類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況など農地法第3条第
2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、先日の聞き取り調
査及び小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意
見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくをお願いします。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会でご許可することにご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

山本議長： 異議なしと認めます。

よって、「議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を「朗読説明」する —

山本議長： 今月は、1件の申請がありました。

先日の小委員会で、現地調査もしていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。

議案第28号の1番の土地の位置は、現地調査図3ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。農地区分は、上下水道埋設道路の沿道にあり、500メートル以内に教育施設・医療施設が二つ以上ありますので第3種農地です。転用の期間は、永久転用です。必要な申請書類も整っており、先日の小委員会では、「許可基準に適合しているので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でご審議、よろしくをお願いします。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。

ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 私の担当地域にある農地ですが、譲渡人、譲受人、両方とお会いして、地元の農会長として同意しました。譲受人からは、ここに書いてあるとおりの依頼がありましたが、譲渡人からは、このような話は、一切ありませんでした。譲渡人は、少し前に3条許可を受けて農地を2反程取得したと思いますが、その方が、この度は十分な耕作ができないという理由で売ろうとされていますが、いかがなものでしょうか。

事務局職員： 〇〇委員さんからのご意見もありましたけれども、まず、譲渡人からこのような話を直接聞いていないという件ですが、事務局では詳細を把握しておりませんので、お答えはできません。次に、3条許可を受けて、今回の申請地とは別の農地を取得されたというご意見につきまして、例えば3条で取得した申請地を全く耕作もせずに転用申請があると問題があると思います。しかし、今回は3条で直接取得した農地ではありません。

また、十分に耕作できないというのは、どの程度のことかわかりませんので、5条の許可基準に照らし合わせて、審議をお願いしております。

山本議長：他に、ご意見ご質問ありませんか。

山本議長：3条で取得した農地を耕作しているかどうか大きな問題であると思います。もう一度、お伺いいたします。ご意見、ご質問ありませんか。

〇〇委員：はい、議長。

山本議長：〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員：この譲渡人の農地については、いつから取得されていますか。

事務局職員：登記事項全部証明書を見ますと、昭和33年に相続で取得されています。

〇〇委員：はい、議長。

山本議長：〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員：譲渡人は、3条で取得した農地を耕作していますか。

事務局職員：今回は5条の農地転用許可申請ですので、譲渡人の耕作状況について、地元委員に確認しておりません。

〇〇委員：はい、議長。

山本議長：〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員：一応保全管理の状態では耕作はされておられません。

山本議長：3条で農地を取得された農家の方はできるだけ耕作をしていただきたいと思います。

山本議長：他に、ご意見ご質問ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長：他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。本許可申請を当委員会ですべて許可することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長：異議なしと認めます。

よって、「議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第29号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を「朗読説明」する —

山本議長： 明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されています。
本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。
よって「議案第29号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと」については、本案のとおり決定しました。

山本議長： 次に、報告に移ります。「報告第25号 使用貸借解約の通知報告のこと」について報告を受けたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山本議長： 今月は、1件の通知がありました。
これについて、何かご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご質問もないようですので、「報告第25号 使用貸借解約の通知報告のこと」は、以上で報告とします。

山本議長： 次に、「報告第26号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第27号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山本議長： ただ今、「報告第26号」「報告第27号」の2件の報告事項につき一括して報告がありました。

それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山本議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。
これで、第16回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時30分 終了)

※ 新規就農者についての聞き取り調査 令和6年9月20日(金) 午後1時30分～

・議案第27号の2の譲受人

・出席委員

山本会長 中島職務代理者 池田委員

・事務局

加藤事務局長 岸本係長

※ 小委員会 令和6年9月20日(金) 午後2時00分～

・出席委員

山本会長 中島職務代理者 池田委員
立花委員 山崎委員

・事務局

加藤事務局長 岸本係長 宮本事務職員

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 本 建 樹

署 名 人 藤 田 哲 夫

署 名 人 池 田 賢 治